

平成 19 年 10 月 29 日

3 号機原子炉内でのボルトの発見に関する調査結果について

定期検査中（第 22 回）の 3 号機において、平成 19 年 10 月 3 日、原子炉圧力容器底部に接続された配管の放射線透過試験を実施していたところ、当該配管内にボルトらしきもの 1 個（直径約 16mm、長さ約 40mm）があることを、当社社員が確認いたしました。

（[平成 19 年 10 月 4 日お知らせ済み](#)）

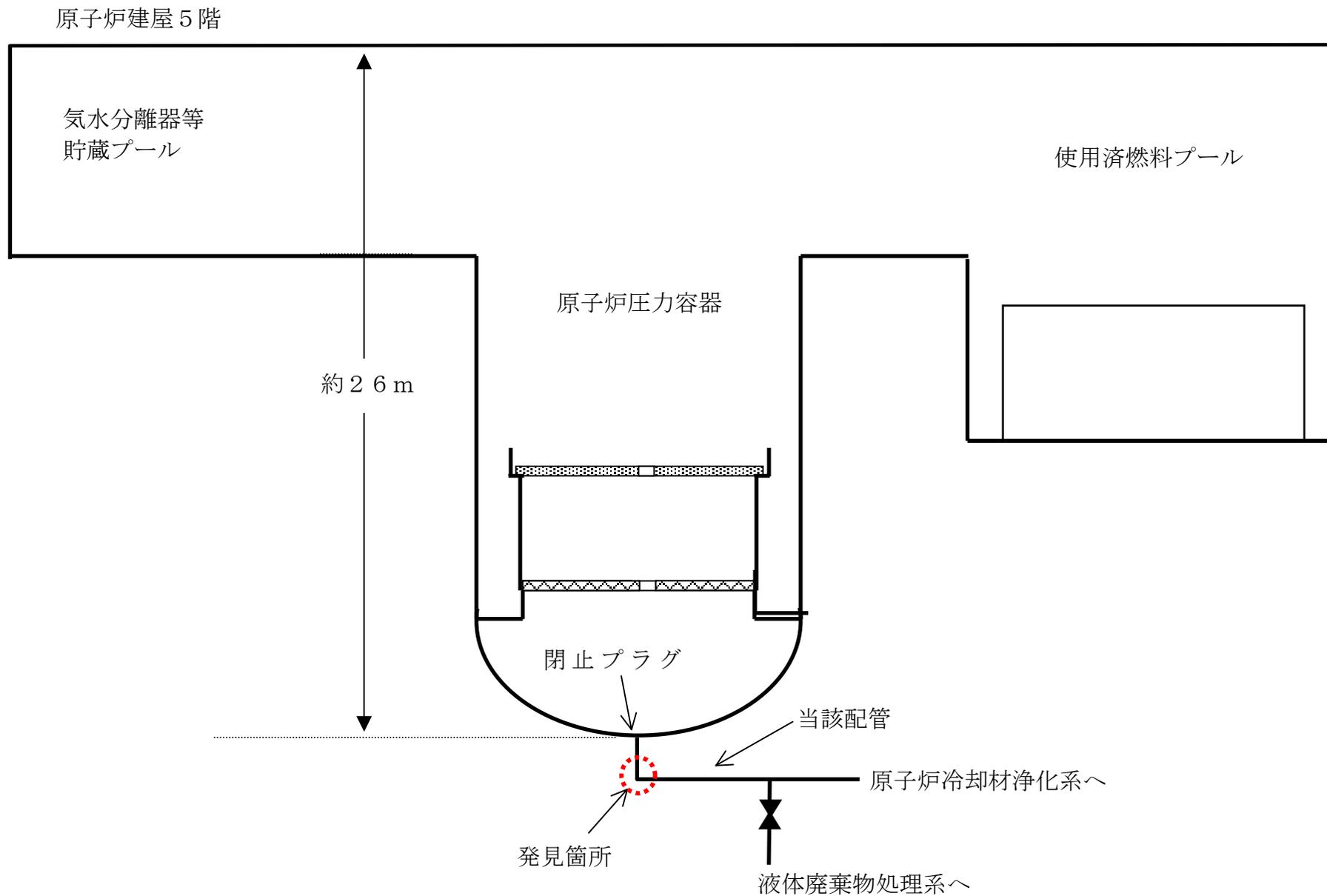
その後、当該ボルトを回収し調査した結果、以下のことがわかりました。

- ・ 回収した当該ボルトは、ステンレス製（直径約 16mm、長さ約 40mm）1 本で、ねじ部に工具で切断した痕跡があり、本設機器に使用するボルトではないこと。
- ・ 平成 9 年度に実施した定期検査（第 16 回）で当該配管の放射線透過試験を実施した際には、当該ボルトは確認されておらず、また、平成 11 年度以降（第 17 回定期検査）は、原子炉内への異物混入対策を強化しており、ボルト等の数量管理を実施していること。
- ・ 平成 9 年度の定期検査（第 16 回）において、シュラウド取替工事を実施しており、仮設機器にボルトを使用していたこと。また、この工事期間中に当該配管へ閉止プラグの取り付け、取り外しを行っていたこと。

以上のことから、平成 9 年度定期検査時（第 16 回）に実施したシュラウド取替工事の際に使用した仮設機器のボルトが混入したものと推定いたしました。

対策として、今後とも、引き続き異物混入防止対策を徹底するとともに、シュラウド取替等の改造工事で当該配管に閉止プラグを用いる場合は、閉止プラグ取り外し前に周辺に異物がないことを水中カメラで確実に確認するとともに、閉止プラグを取り外して原子炉の復旧作業に入る前に、水中カメラまたは放射線透過試験等で異物の有無確認を行うことといたします。

以 上



3号機原子炉圧力容器底部接続配管内でのボルトの発見状況概略図